

【別添資料 3】

〇〇県〇〇地区真珠養殖青年グループ公印取扱規程（作成例）

元号〇〇年〇〇月〇〇日制定

（趣旨）

第 1 条 〇〇県〇〇地区真珠養殖青年グループ（以下「グループ」という。）における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規程において「公印」とは、グループの業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

（種類）

第 3 条 公印の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 グループ印「〇〇グループ」の名称を彫刻
- 二 代表印「〇〇グループ代表」の名称を彫刻

※備考：グループ印を作成しない場合は、第一号を削除する。

（公印の形状、寸法等）

第 4 条 公印の名称及び寸法は、別表に掲げるものとし、その字体及び材質は、代表が別に定める。

（公印管理責任者）

第 5 条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

（管守）

第 6 条 前条の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、確実な保管設備のあるものに格納し、適切に保管しなければならない。

（押印）

第 7 条 公印の押印は、原則として、代表又はその委任を受けた者の指示により第 5 条の公印管理責任者が行うものとする。

2 第 5 条の公印管理責任者が不在の場合、又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、代表の指名する者が行うものとする。

（印影）

第 8 条 公印の印影は、別添のとおりとする。

附則

この規程は、元号〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別 表（第4条関係）

名称	形状・寸法	ひな型																		
〇〇県〇〇地区真珠養殖青年グループ印	角印 縦 28mm 横 28mm	<table border="1"> <tr> <td>青</td> <td>真</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>珠</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>グ</td> <td>珠</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>ル</td> <td>養</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>ー</td> <td>殖</td> <td>地</td> </tr> <tr> <td>プ</td> <td></td> <td>区</td> </tr> </table>	青	真	〇	年	珠	〇	グ	珠	県	ル	養	〇	ー	殖	地	プ		区
青	真	〇																		
年	珠	〇																		
グ	珠	県																		
ル	養	〇																		
ー	殖	地																		
プ		区																		
〇〇県〇〇地区真珠養殖青年グループ代表印	角印 縦 28mm 横 28mm	<table border="1"> <tr> <td>グ</td> <td>真</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>ル</td> <td>珠</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>ー</td> <td>養</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>プ</td> <td>殖</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>代</td> <td>青</td> <td>地</td> </tr> <tr> <td>表</td> <td>年</td> <td>区</td> </tr> </table>	グ	真	〇	ル	珠	〇	ー	養	県	プ	殖	〇	代	青	地	表	年	区
グ	真	〇																		
ル	珠	〇																		
ー	養	県																		
プ	殖	〇																		
代	青	地																		
表	年	区																		

別 添（第8条関係）

〇〇県〇〇地区真珠養殖青年グループ印の印影

(※グループ印を押印)

〇〇県〇〇地区真珠養殖青年グループ代表印の印影

(※代表印を押印)